相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市田代一丁目八五番地、最後の住所横浜市保土ケ谷区星川一丁目一番一一〇五号　被相続人　亡　御厨　輝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

横浜市中区本町四―三六　朝日生命横浜本町ビル五階　相続財産管理人　弁護士　佐野　高王

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区百人町一丁目一〇六番地、最後の住所新潟県十日町市浦田二八一一番地　子山口清治方　被相続人　亡　田辺　敏政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

新潟県十日町市本町六丁目クロステン四階　相続財産管理人　関　雅夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区古町通十三番町二八九七番地、最後の住所新潟市中央区附船町一丁目四〇九八番地一〇　ハウス附船一〇二号　被相続人　亡　野澤　重雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

新潟市中央区上大川前通一番町一五四番地　東芝新潟ビル二階　あおい総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松岡　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県磐田市白羽三八七番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石川　正弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

静岡県浜松市中区栄町二番地　相続財産管理人　弁護士　石塚　伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区泉三丁目六五五番地一、最後の住所静岡県浜松市中区泉三丁目五番一三号　被相続人　亡　髙柳　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

静岡県浜松市中区鴨江三丁目七番一二号　相続財産管理人　弁護士　原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市吉田西太田一一四四番地、最後の住所三重県四日市市大字泊村一〇五〇番地一三寿楽陽光苑　被相続人　亡　井塚　由子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

事務所三重県四日市市堀木二丁目一番一号　アーバンKビル二階・三階　弁護士法人決断サポート　相続財産管理人　弁護士　中嶋　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡美咲町里二九二五番地、最後の住所兵庫県加古川市野口町長砂一一二八番地の三五　被相続人　亡　森本　光功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

兵庫県姫路市南駅前町一五番地　天野・田村法律会計事務所　相続財産管理人　田村　貴司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市上塩冶町三六二九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　西村　重信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

島根県出雲市今市町八六九番地七信和ビル二階　錦織法律事務所　相続財産管理人　弁護士　錦織　正二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市鞆町後地一八三八番地三、最後の住所横浜市青葉区美しが丘二丁目一八番地一七サニーコートたまプラーザ六〇二号　被相続人　亡　久保　信也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

広島県福山市東町二丁目三番二三号　相続財産管理人　弁護士　萩田　啓祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区新原町一九八一番地、最後の住所北九州市門司区小松町三番二五―一〇二号　被相続人　亡　村﨑　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

北九州市小倉北区田町一二番一九―二〇三号　相続財産管理人　司法書士　加藤　千佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県宇城市三角町波多二二五三番地、最後の住所熊本市中央区南熊本四丁目四番一〇号　被相続人　亡　岩永　俊樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

熊本市中央区細工町一―五一スコーレビル三階　相続財産管理人　弁護士　吉見　仁宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋一三四九番地一、最後の住所宮崎県児湯郡高鍋町大字上江八二六二番地　被相続人　亡　谷端　弘造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月十六日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番一二号エスポワール宮崎県庁通り二〇五号小城和男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小城　和男

無縁墳墓等改葬公告

当廟所では、墓地管理規則第七条三及び納骨堂管理規則第六条二に基づき、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地等使用者及び死亡者の縁故者は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期限までにお申し出のない墓地・納骨堂は改葬し、ご遺骨は総廟納骨所に納めますのでご了承ください。

平成二十七年十月十六日

一　墳墓等所在地　東京都杉並区永福一丁目八番一号

一　墳墓等の名称　築地本願寺和田堀廟所

一　死亡者の本籍及び氏名（改葬墓地・納骨堂区画）　神奈川　石川初枝（旧墓地二側る部左二九―三〇号）、埼玉　川口登（直参墓地七側一三号）、福岡　矢野哲生（旧墓地五側り部七号）、東京　斎藤アツ子（新墓地七側い部二号）、滋賀　清水仁治（旧墓地四側る部左一九―二〇号）、東京　水谷順枝（新墓地一側ろ部右四号）、奈良　高樋和夫（新墓地一側に部右三号）、東京　長谷川たつ志（新設北側A部一一号）、北海道　宮川嘉鶴子（新墓地二側へ部右一四号）、滋賀　三上孝夫（新墓地一側へ部五一号）、東